

厚生労働省発基労第 0221002 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 20 年 2 月 21 日

厚生労働大臣 舛添 要一

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 概算保険料を延納させる場合の納期限の変更

一 継続事業に係る概算保険料の延納について、四月一日から七月三十一日までの期分の概算保険料の納期限を六月一日から起算して四十日以内に、八月一日から十一月三十日までの期分（以下「第二期分」という。）の概算保険料の納期限を十月三十一日（労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されている事業に係る概算保険料（以下「委託に係る概算保険料」という。）の納期限については十一月十日）に、十二月一日から翌年三月三十一日までの期分（以下「第三期分」という。）の概算保険料の納期限を翌年一月三十一日（委託に係る概算保険料の納期限については翌年二月十四日）に、それぞれ変更するものとする。

二 有期事業に係る概算保険料の延納について、第二期分の概算保険料の納期限を十月三十一日に、第三期分の概算保険料の納期限を翌年一月三十一日に、それぞれ変更するものとする。

第二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 施行期日

この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。